一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(平成21年法律第86号)の概要

総務省

- 人事院は、8月11日、国家公務員の給与に関し、国会及び内閣に対し勧告
- 内閣は、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本 姿勢の下、人事院勧告(平均年収▲2.4%)どおりの法案を国会に提出

法律概要

1 月例給

- ① 俸給の引下げ(平均▲O. 2%。初任給を中心とした若年層及び医師は据置き)※本年4月から改正法施行までの較差相当分は、本年12月期の期末手当で調整
- ② 自宅に係る住居手当(新築・購入後5年間、月額2,500円を支給)を廃止

2 ボーナス

一般職員等 現行 年間4.50月分 → 4.15月分(▲0.35月分) 指定職職員 現行 年間3.35月分 → 3.10月分(▲0.25月分)

- 3 超過勤務手当の支給割合の引上げ等
- ① 月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引上げ (100分の125から100分の150に引上げ)
- ② 上記支給割合(150/100)と本来の支給割合(125/100)との差額分(25/100)の支給に代えて超勤代休時間を指定することができる制度を新設

4 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日(上記3などについては平成22年4月1日施行)